

1. 特別口座から一般口座への移管のご案内

株券の電子化時(平成21年1月5日)までに、株券をお取引の証券会社等を通じて株式会社証券保管振替機構(ほふり)に預託されておらず、その後、一般口座への移管の手続等を行っていない場合、株主さまの株式は、特別口座で管理されています。

特別口座で管理されている株式を譲渡する場合は、特別口座と同一の名義で開設されている証券会社等の口座管理機関の一般口座に移し替える必要があります。

将来の株式譲渡をスムーズに行えるように、あらかじめ特別口座から一般口座に移し替えることをお勧めします。

よくあるご質問

Q.1 特別口座とは何ですか？

A.1 株券の電子化の際に、株券をお取引の証券会社等を通じて株式会社証券保管振替機構(ほふり)に預託されていなかった株主さまの権利を保護するために、当社が三井住友信託銀行株式会社に開設した口座です。

Q.2 一般口座への移管にはどのような手続が必要ですか？

- A.2
- ①既に証券会社等で株主さまご本人名義の一般口座を開設されている場合
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部(0120-782-031)にお手続用紙をご請求いただき、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。
 - ②証券会社等で株主さまご本人名義の一般口座を開設されていない場合
はじめに、証券会社等に株主さまご本人名義の一般口座を開設してください。一般口座の開設後は、①と同じお手続です。口座開設のお手続につきましては、お取引の証券会社等へお問い合わせください。

Q.3 一般口座への移管には手数料がかかるのですか？

A.3 手数料は無料です。

手続の詳細は

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部(0120-782-031)にお問い合わせください。

2. 単元未満株式の買取請求・買増請求のご案内

証券取引所での株式の売買単位は単元株式数(当社の場合は1,000株)とされており、単元未満株式は証券取引所で売買することができませんが、単元未満株式の買取請求制度・買増請求制度をご利用いただけます(手数料不要)。

買取請求制度とは

株主さまが単元未満株式を、当社に対して時価で売り渡す制度です。
(例)500株保有の株主さまが、その500株を当社に時価で売却し、代金を受け取る。

買増請求制度とは

証券取引所での売却が可能となるように、株主さまが単元未満株式を一単元の株式(1,000株)にするために必要な株式を、当社から株主さまに時価で売り渡す制度です。
(例)500株保有の株主さまが、500株を当社から時価で購入し、1,000株にする。

- (注)1. 単元未満株式の買取請求・買増請求は、特別口座の株式についても、一般口座に移し替えることなく行うことができます。
2. 当社は、単元未満株式の買取請求・買増請求に係る手数料を無料としておりますが、一般口座の株式の手続に関しては、お取引の証券会社等の口座管理機関が手数料を定めている場合があります。

よくあるご質問

Q.1 単元未満株式の買取請求または買増請求をするには、どのような手続が必要ですか？

- A.1
- ①お取引の証券会社等の口座(一般口座)で単元未満株式を管理されている場合
お取引の証券会社等を通じてのお手続になります。お手続用紙のご請求等、お手続の内容は、お取引の証券会社等へお問い合わせください。
 - ②特別口座で単元未満株式を管理されている場合
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部(0120-782-031)にお手続用紙をご請求いただき、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。

(注)買増請求の場合は、買増代金のお支払いが必要となります。また、買い増しされた株式のご取得は、買増代金のお支払い後となります。

よくあるご質問

Q.2 買取請求の買取単価・買増請求の買増単価はどのように決定されるのですか？

A.2 当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にてお手続きを受け付けた日の東京証券取引所の終値(その日に売買取引がないときは、その後最初になされた売買取引の成立価格)です。

Q.3 買取請求の買取代金はどのように支払われますか？

A.3 銀行預金口座への振込か、全国のゆうちょ銀行窓口で買取代金をお受け取りいただける証書を株主さまに郵送する方法(ゆうちょ銀行現金払)のいずれかをご指定いただけます。なお、ゆうちょ銀行現金払では、窓口でご本人であることを確認できる書類のご提示が必要となる場合があります。

手続の詳細は

一般口座の株式:お取引の証券会社等の口座管理機関にお問い合わせください。
特別口座の株式:三井住友信託銀行株式会社 証券代行部(0120-782-031)にお問い合わせください。

3. 配当金の受取方法のご案内

配当金領収証による受け取り以外に、次の受取方法をご利用いただけます。
いずれも、安全、確実、迅速な受取方法であり、これらの方法をお勧めします。

- ①銀行預金口座への振込
- ②ゆうちょ銀行の貯金口座への振込
- ③「登録配当金受領口座方式」での受け取り
(株主さまが保有する全ての銘柄の配当金を、株主さまが指定する一つの預金口座で受け取る方法)
- ④「株式数比例配分方式」での受け取り
(株主さまの株式を管理する証券会社等の口座管理機関ごとに、株式数に応じて配当金を受け取る方法)

(注) 1. ③の方法につきましては、ゆうちょ銀行の貯金口座はご指定いただけません。
2. 特別口座の株式につきましては、④の方法はご利用いただけません。

よくあるご質問

Q.1 配当金の受取方法を変更するには、どのような手続が必要ですか？

- A.1
- ①お取引の証券会社等の口座(一般口座)で株式を管理されている場合
お取引の証券会社等を通じてのお手続になります。お手続き用紙のご請求等、お手続きの内容は、お取引の証券会社等へお問い合わせください。
 - ②特別口座で株式を管理されている場合
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部(0120-782-031)にお手続き用紙をご請求いただき、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。

Q.2 複数の口座で株式を管理している場合、配当金の受取方法を変更する手続は、どこが窓口になるのでしょうか？

A.2 複数の証券会社等の口座で株式を管理されている場合は、いずれか一つの証券会社等でお手続きください。また、証券会社等の口座と特別口座で株式を管理されている場合は、証券会社等か、三井住友信託銀行株式会社 証券代行部(0120-782-031)の、いずれか一つでお手続きください。

Q.3 株式数比例配分方式と他の受取方法を併用できるのでしょうか？

A.3 株式数比例配分方式をご指定された場合、株主さまが保有する全ての銘柄の配当金がこの方式で支払われることになるため、一部の銘柄を他の受取方法とすることはできません。

手続の詳細は

一般口座の株式:お取引の証券会社等の口座管理機関にお問い合わせください。
特別口座の株式:三井住友信託銀行株式会社 証券代行部(0120-782-031)にお問い合わせください。

4. 未受領配当金の受け取りについて

払渡期間が経過した配当金の受け取りにつきましては、三井住友信託銀行株式会社の全国本支店または証券代行部(0120-782-031)にお問い合わせください。

株主メモ

●事業年度／4月1日から翌年3月31日まで

●基準日

定時株主総会 3月31日

期末配当 3月31日

中間配当 9月30日

●定時株主総会開催月／6月

●株主名簿管理人および特別口座管理機関

三井住友信託銀行株式会社

(同連絡先)

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  0120-782-031

●公告の方法

電子公告

(公告掲載アドレス <http://www.osakagas.co.jp/index.html>)

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。



この報告書は、見やすいユニバーサルデザインフォントを採用し、環境保全のため、FSC®認証紙と植物油インキを使用して印刷しています。

大阪ガス株式会社

〒541-0046

大阪市中央区平野町四丁目1番2号

TEL 06-6202-2955